

# 令和元年度 入札・契約制度の一部改正について②

改正の内容は、次のとおりです。

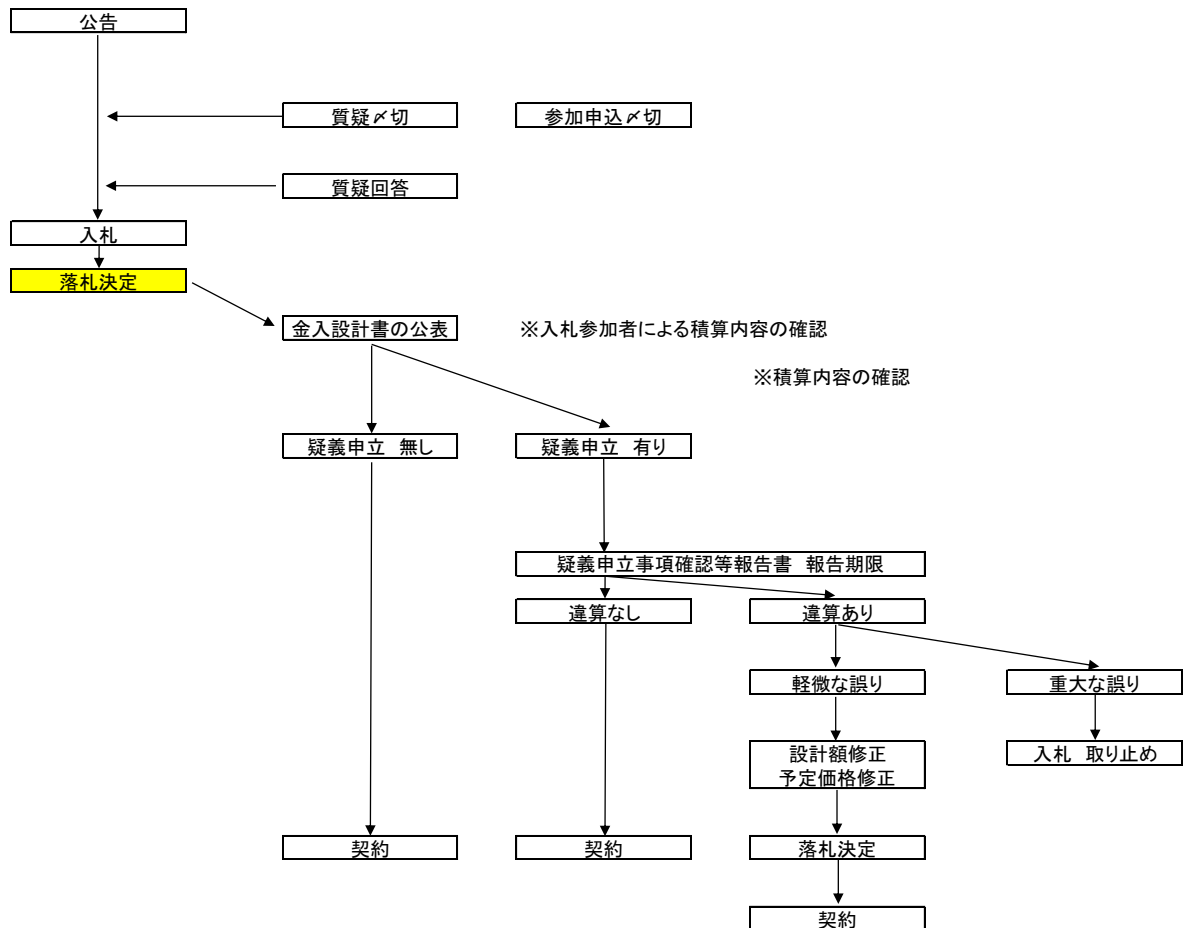
## 1. 積算疑義申立制度の一部改正について

「香南市建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱」の一部改正に伴い、金入り設計書の開示方法や入札書提出方法等が変更になりました。

従来は入札書と工事費内訳書を封筒に入れ、提出期限までに提出し、金入り設計書開示後疑義の申立がない場合、翌週の開札会にて落札候補者を決定しておりましたが、**通常どおりの入札会を行い、落札候補者を決定した後で金入り設計書を開示し、疑義申立がなかった場合は事後審査後契約の締結を行い、疑義申立があり設計額及び最低制限価格の修正があった場合は改めて落札候補者を決定します。**

なお、疑義申立がなされた場合は、当該事項についての確認結果を市のホームページで公表します。

フロー図



## 2. 指名停止措置について

一般競争入札において落札候補者が決定した場合、落札候補者が提出期限までに事後審査に必要な書類等を提出しないとき及び事後審査に必要な書類等を審査した結果、入札参加資格を有しないと認められるときは香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱別表第2の第21号により指名停止の措置を行います。

※運用は令和元年11月1日以後に公告を行う一般競争入札から適用します。

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせ下さい。

香南市住宅管財課 管財係

(TEL: 0887-57-7536)